



島根県報

令和3年6月29日（火）

号外第70号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 5

告 示

島根県告示第450号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	431号	松江市美保関町森山766番3地先から同1534番2地先まで	前	7.70～ 15.40	44.00	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	7.70～ 27.00	44.00		
〃	〃	松江市美保関町森山1534番2地先から同772番2地先まで	前	12.60～ 24.30	22.60		災害防除工事 拡幅
			後	12.60～ 30.10	22.60		

島根県告示第451号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	485号	松江市美保関町森山1475番4地先から同1477番3地先まで	前	メートル 10.65～ 13.75	メートル 81.00	松江県土整備事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	13.75～ 24.55	81.00		
県道	温泉津川本線	邑智郡川本町大字川下2594番地先から同2641番1地先まで	前	9.72～ 20.19	155.34	道路改良工事 拡幅	
			後	22.20～ 33.65	154.18		
〃	〃	邑智郡川本町大字川下2641番1地先から同3296番2地先まで	前 A	9.99～ 17.79	330.68	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	9.99～ 17.79		330.68
				B	8.70～ 53.99		225.86
〃	〃	邑智郡川本町大字川下3296番2地先から同番1地先まで	前	8.84～ 26.88	152.39	道路改良工事 拡幅	
			後	25.04～ 40.13	150.77		

島根県告示第452号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町原田 1541番9地先から同 1540番4地先まで	前	メートル 14.00～ 15.00	メートル 13.50	隠岐支庁県土 整備局 拡幅
			後	15.00～ 26.00	13.50	

島根県告示第453号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市古志原六丁目976番12地先から同五丁目386番1地先まで	メートル 590.00	令和3年 6月29日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市古志原三丁目401番1地先から同四丁目500番1地先まで	168.00	令和3年 6月29日		

島根県告示第454号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町原田1541番9地先から同1540番4地先まで	メートル 13.50	令和3年6月29日	隠岐支庁県土整備局	
県道	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町上阿井2070番1地先から同2084番3地先まで	120.00	令和3年6月29日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町上阿井2003番2地先から同2000番1地先まで	57.00	令和3年6月29日		